

令和 8 年 6 月 8 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和8年第4回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第3号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和7年度天草市一般会計)	令和8年 6月8日		
報告第4号	繰越計算書の報告について(令和7年度 天草市水道事業会計)	"		
報告第5号	繰越計算書の報告について(令和7年度 天草市下水道事業会計)	"		
報告第6号	有限会社愛夢里の経営状況の報告につ いて	"		
議第36号	天草市支所設置条例の一部を改正する 条例の制定について	"		
議第37号	天草市行政手続条例の一部を改正する 条例の制定について	"		
議第38号	天草市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	"		
議第39号	天草市体育館条例の一部を改正する条 例の制定について	"		
議第40号	天草市特定乳児等通園支援事業の利用 者負担額等に関する条例の制定につ いて	"		
議第41号	天草市印鑑の登録及び証明に関する条 例の一部を改正する条例の制定につ いて	"		
議第42号	天草市税条例の一部を改正する条例の 制定について	"		
議第43号	天草市都市計画税条例の一部を改正す る条例の制定について	"		
議第44号	天草市火入れに関する条例の一部を改 正する条例の制定について	"		
議第45号	天草市天草戦国ミュージアム条例の制 定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第46号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	令和8年 6月8日		
議第47号	天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第48号	令和8年度天草市一般会計補正予算（第2号）	〃		
議第49号	令和8年度天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第50号	令和8年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）	〃		
議第51号	令和8年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃		

報告第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度天草市一般会計予算及び令和7年度天草市一般会計補正予算（第6号、第7号、第9号、第10号及び第12号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	地域情報化事業	69,981,000	69,981,000		29,006,000	27,500,000		13,475,000
		電算システム整備事業	193,499,000	69,038,000				69,037,000	1,000
		スポーツ施設整備事業	101,180,000	71,356,000			56,400,000		14,956,000
		会計管理費事務経費	6,573,000	6,573,000					6,573,000
		天草支所営繕事業	12,571,000	12,571,000			11,900,000		671,000
		LPガス使用世帯価格高騰支援事業	89,644,000	89,644,000		67,222,000			22,422,000
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	2,178,000	2,178,000		2,178,000			
5 選挙費	市議会議員選挙費	16,332,000	15,524,000					15,524,000	

令和7年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	941,000	941,000		941,000			
	3 児童福祉費	私立保育園等整備事業	168,225,000	84,113,000		57,828,000	24,900,000		1,385,000
		保育所等給食食材費高騰対策事業	17,372,000	17,372,000		8,600,000			8,772,000
		保育所等光熱費高騰対策事業	12,720,000	12,720,000		9,460,000			3,260,000
		物価高対応子育て応援手当支給事業	66,627,000	4,041,000		4,041,000			
5 災害救助費	令和7年8月豪雨被災者支援事業	62,470,000	62,470,000		62,470,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	保健福祉センター整備事業	19,866,000	19,866,000			18,800,000		1,066,000

令和7年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	令和7年8月豪雨農業用機械等復旧支援事業	24,000,000	24,000,000		19,650,000			4,350,000
		農業者支援物価高騰緊急対策事業	109,900,000	109,900,000		54,900,000			55,000,000
		畜産業物価高騰緊急対策事業	40,000,000	40,000,000		20,000,000			20,000,000
		令和7年8月豪雨園芸作物・施設等復旧支援事業	11,850,000	11,850,000					11,850,000
	3 水産業費	地域水産物海外市場ターゲット拡大緊急支援事業	1,000,000	1,000,000		500,000			500,000
		水産業物価高騰緊急対策事業	70,742,000	70,742,000		38,271,000			32,471,000
		津波・高潮危機管理対策事業	40,000,000	30,329,000		15,164,000			15,165,000
水産基盤整備事業		180,000,000	145,000,000		63,580,000	63,500,000		17,920,000	
6 商工費	1 商工費	中小企業・小規模事業者緊急支援事業	80,000,000	80,000,000		40,000,000			40,000,000
		令和7年度物価高騰対策市民生活応援商品券配布事業	852,563,000	309,480,000		309,480,000			
		令和7年度物価高騰対策住宅リフォーム助成事業	105,000,000	105,000,000		52,500,000			52,500,000
		令和7年度物価高騰対策商工事業者応援チャージ券発行支援事業	163,795,000	163,786,000		99,518,000			64,268,000
		観光施設整備事業	32,500,000	32,500,000			32,500,000		

令和7年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	168,000,000	148,749,000					148,749,000
		道路メンテナンス事業	140,484,000	103,369,000		63,675,000	20,600,000		19,094,000
		市道改良(単独)事業	97,500,000	97,500,000			85,800,000		11,700,000
		橋梁維持補修事業	1,104,448,000	1,104,448,000			1,049,200,000		55,248,000
	5 都市計画費	都市計画総務費事務経費	10,000,000	10,000,000					10,000,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	36,323,000	36,323,000					36,323,000
	3 中学校費	中学校施設大規模改造事業	23,194,000	23,194,000					23,194,000
	6 学校給食費	学校給食設備整備事業	155,424,000	95,456,000			90,600,000		4,856,000
	7 社会教育費	棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業	1,837,425,000	1,032,916,000		194,455,000	820,800,000		17,661,000

令和7年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業 (農業施設等)	65,000,000	23,297,000			20,300,000		2,997,000
		現年発生補助災害復旧事業 (農業施設等)	215,912,000	201,343,000		160,000,000	1,700,000	9,867,000	29,776,000
		現年発生単独災害復旧事業 (治山施設)	47,358,000	47,358,000		29,102,000	11,300,000	4,239,000	2,717,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業 (公共土木施設)	110,000,000	110,000,000			101,200,000		8,800,000
		現年発生補助災害復旧事業 (公共土木施設)	272,755,000	104,913,000		87,812,000	13,600,000		3,501,000
		現年発生補助災害復旧事業 (市営住宅)	19,000,000	8,000,000		5,159,000	1,800,000		1,041,000
	3 文教施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業 (文化施設)	4,387,000	4,387,000		2,787,000	1,600,000		
計			6,858,739,000	4,813,228,000		1,498,299,000	2,454,000,000	83,143,000	777,786,000

報告第4号

繰越計算書の報告について

令和7年度天草市水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出 1	建設改良費 天草町下田南地区配水管布設替工事	13,300,000	4,382,000	8,918,000	0	8,900,000	18,000	0	0	配水管の布設替工事として、入札を2回行ったが、入札不調となった。本工事個所においては、布設から40年以上が経過し、漏水修繕の対応が続いている箇所であり、早急な布設替が必要である。適正工期を確保しての施工のために令和8年度へ予算を繰越したい。
		栖本浄水場設備改修工事	8,100,000	0	8,100,000	0	0	8,100,000	0	0	浄水場の水処理設備の改修工事として、入札を行ったが、入札不調となった。本浄水場の水処理設備においては、経年劣化が進んでおり、機器の故障により水処理に支障をきたしており、早急に設備改修が必要である。適正工期を確保しての施工のために令和8年度へ予算を繰越したい。
		柵宇土浄水場非常用発電設備更新工事	71,700,000	0	71,700,000	0	59,700,000	12,000,000	0	0	本浄水場に設置されている非常用発電機においては、昭和56年度からの稼働で40年以上経過しており、点検の結果、経年劣化による故障により、運用不可であることが判明した。豪雨や台風災害等で被災した場合、浄水場の運用ができなくなることから、早期の更新が必要である。適正工期を確保しての施工のために令和8年度へ予算を繰越したい。
		島子第2水源地水道災害復旧工事	4,700,000	0	4,700,000	2,623,000	1,000,000	1,077,000	0	0	令和7年8月11日の豪雨により、市道野崎山の口線、埋設していた島子浄水場への導水管が被災(流出)し市道、導水管(水道施設)共に、公共災害復旧事業の申請、採択を受け復旧工事を実施することとなった。施工については同時期に施工する必要があり、道路災害復旧工事が、適正工期確保のため次年度(令和8年度)への繰越工事となったことから、水道災害復旧工事についても繰越したい。
計			97,800,000	4,382,000	93,418,000	2,623,000	69,600,000	21,195,000	0	0	

令和7年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	給水収益	損益勘定留保資金				
1	水道事業費用	1 営業費用	天草町下田南地区配水管布設替工事	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0	本費用は、配水管布設替工事で発生する配水管(本管)から個人宅への引き込みを行う供給管の切替費用となる。 天草町下田南地区配水管布設替工事は入札を2回行ったが、入札不調となったことによる令和8年度への予算繰越に合わせ、本費用についても令和8年度へ予算を繰越したい。
計			1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0		

報告第5号

繰越計算書の報告について

令和7年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	天草市公共下水道事業全体計画変更及び本渡処理区内水浸水想定区域図作成業務委託	円 14,000,000	円 0	円 14,000,000	円 7,000,000	円 0	円 7,000,000	円 0	円 0	本業務は令和8年度に執行を予定していたが、令和7年度補正により交付金の一部を確保することが出来たため、令和8年度の予算と併せて発注し、適正な事業期間を確保するため。
		本渡浄化センター汚泥処理設備改築工事	261,360,000	116,160,000	145,200,000	79,860,000	65,300,000	40,000	0	0	汚泥脱水機等機械設備の更新にあたり、令和7年度予算執行分の機器の製作に約10ヶ月の期間を要するため、適正工期の確保が難しく、年度内の事業完了が困難となった。

令和7年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		本渡浄化センター電気設備改築工事	51,260,000	0	51,260,000	28,193,000	9,700,000	13,367,000	0	0	汚泥脱水機等電気設備の更新にあたり、令和7年度予算執行分の機器の製作に約10ヶ月の期間を要するため、適正工期の確保が難しく、年度内の事業完了が困難となった。
		本渡浄化センターNo.1最終沈殿池汚泥掻寄機整備工事	19,910,000	0	19,910,000	0	0	19,910,000	0	0	令和7年6月に汚泥掻寄機の設備が故障し、主要部品の交換が必要となったが、機器の調達に約6ヶ月の期間を要すること及び安定した処理を確保するためには夏場にしか施工が出来ないことから、発注時期を調整し、適正な事業期間を確保するため。

令和7年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		佐伊津No.1エ ジェクタステーション No.2ポンプ外 整備工事	6,798,000	0	6,798,000	0	0	6,798,000	0	0	ポンプの分解整備にあたり、交換部材の調達に約5ヶ月の期間が必要であるため、その後に分解を行ったが、新たに腐食したポンプ部材が確認され、その復旧整備に約2ヶ月の期間を要するため、適正工期の確保が難しく、年度内の事業完了が困難となった。
計			353,328,000	116,160,000	237,168,000	115,053,000	75,000,000	47,115,000	0	0	

報告第6号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 36 号

天草市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市支所設置条例の一部を改正する条例

天草市支所設置条例（平成 18 年天草市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表倉岳支所の項中「天草市倉岳町棚底 1919 番地」を「天草市倉岳町棚底 1619 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 11 月 22 日から施行する。

（提案理由）

倉岳支所の移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 37 号

天草市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

天草市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市行政手続条例の一部を改正する条例

天草市行政手続条例（平成 18 年天草市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 38 号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年天草市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた天草市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 39 号

天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市体育館条例の一部を改正する条例

天草市体育館条例（平成 18 年天草市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表第 2」の次に「及び別表第 3」を加える。

別表第 2 備考 3 を削り、同表備考 4 を同表備考 3 とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 9 条関係）

区分	冷暖房使用料（全面 1 時間当たり）
天草市有明体育館	1, 500 円
天草市倉岳体育館（第二体育室を除く。）	1, 200 円
天草市倉岳体育館第二体育室	300 円
天草市五和体育館	1, 500 円
天草市河浦中央体育館	2, 500 円

（備考） 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市倉岳体育館及び天草市五和体育館の冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 40 号

天草市特定乳児等通園支援事業の利用者負担額等に関する条例の制定について

天草市特定乳児等通園支援事業の利用者負担額等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定乳児等通園支援事業の利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援事業に関し、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「保育所」とは、天草市立保育所条例（平成 18 年天草市条例第 126 号）第 2 条に規定する保育所をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第 3 条 保育所における特定乳児等通園支援事業の利用に係る利用者負担額は、乳児等支援給付認定子ども 1 人当たり 1 時間につき 300 円とする。

(利用者負担額の徴収)

第 4 条 市長は、保育所において乳児等支援給付認定子どもに対して支援を行ったときは、当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者から前条の利用者負担額を徴収するものとする。

(利用者負担額の納期限)

第 5 条 乳児等支援給付認定保護者は、前条の規定により徴収する利用者負担額を、規則で定

める期限までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者負担額の減免)

第6条 利用者負担額の減免を受けようとする乳児等支援給付認定保護者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（これに準ずる者として市長が認める者を含む。）である場合
- (2) 乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割の額を合算した額が、77,101円未満である場合
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する要支援児童がいる世帯、同条第8項に規定する要保護児童がいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯に属する場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、法第30条の15第1項の規定による申請を行った者であって、第6条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものについては、同条の規定による利用者負担額の減免の申請があったものとみなす。

(提案理由)

天草市立保育所における特定乳児等通園支援事業にかかる利用者負担額等を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 1 号

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

天草市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下この項において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。））」を、「、個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）等の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 2 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一に

する配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条中第11項から第13項までを削り、第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、第16項を第13項とし、同条に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令

第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金

決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 号）の施行の日の属する年の
翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３
第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公
的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用
し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の天草市
税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２ 前条第１号に掲げる規定による改正後の天草市税条例附則第７条の３第１項及び第２項の
規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正す
る法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７
条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定
する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる
同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定
により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及
び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規
定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により
同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築
等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第
６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等と
みなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところ
によりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日
前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定す
る居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同
条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定に
より同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を
含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０
項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等と
みなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところ
によりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の天草市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 3 号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 項を附則第 1 7 項とし、附則第 1 5 項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 4 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」に、「附則第 9 項から第 1 1 項まで」を「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」に、「附則第 1 1 項」を「附則第 1 2 項」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 1 3 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項中「附則第 1 1 項」を「附則第 1 2 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項を附則第 1 3 項とし、附則第 1 1 項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1

号) 第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準 (同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。) 又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成 18 年政令第 379 号) 第 5 条各号に掲げる特別特定建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。) のいずれに該当するかの別

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合)

5 法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 2 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 4 号

天草市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市火入れに関する条例の一部を改正する条例

天草市火入れに関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改め、同条第 2 項中「とき」を「場合」に、「異常乾燥注意報若しくは火災警報」を「乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草広域連合火災予防条例（平成 1 3 年天草広域連合条例第 2 6 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 45 号

天草市天草戦国ミュージアム条例の制定について

天草市天草戦国ミュージアム条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市天草戦国ミュージアム条例

(設置)

第 1 条 国指定史跡である棚底城跡及び関連する中世城郭群に関する資料を保管し、及び展示するとともに、史跡棚底城跡と一体的に学術的・歴史的価値を発信し、もって歴史を中心とする地域振興及び文化観光に寄与するガイダンス施設として、天草戦国ミュージアム（以下「戦国ミュージアム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 戦国ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草戦国ミュージアム	天草市倉岳町棚底 1 6 1 9 番地 2

(施設)

第 3 条 戦国ミュージアムを構成する施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示室
- (2) 収蔵庫

(休館日)

第 4 条 戦国ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）
- (2) 1 月 1 日並びに 12 月 30 日及び同月 31 日

(開館時間)

第 5 条 戦国ミュージアムの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、戦国ミュージアムを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、戦国ミュージアムの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その利用が戦国ミュージアムの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、戦国ミュージアムの管理運営上支障があるとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、戦国ミュージアムの施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、戦国ミュージアムの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年11月22日から施行する。

(提案理由)

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 46 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大浦東一般住宅の項、大浦山浦一般住宅の項及び下津浦通山一般住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 47 号

天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

天草市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市公民館条例の一部を改正する条例

天草市公民館条例（平成 18 年天草市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表倉岳地区公民館の項中「天草市倉岳町棚底 1919 番地」を「天草市倉岳町棚底 1619 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 11 月 22 日から施行する。

（提案理由）

倉岳地区公民館の移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第48号

令和8年度天草市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度天草市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,080,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,191,620	1,000	10,192,620
	3 国庫委託金	19,789	1,000	20,789
16 県支出金		4,637,987	15,806	4,653,793
	2 県補助金	1,857,687	15,806	1,873,493
19 繰入金		3,904,290	124,774	4,029,064
	2 基金繰入金	3,848,153	124,774	3,972,927
21 諸収入		536,875	12,300	549,175
	5 雑入	463,226	12,300	475,526
22 市債		4,756,100	3,400	4,759,500
	1 市債	4,756,100	3,400	4,759,500
補正されなかった款項に係る額		36,896,792		36,896,792
歳入合計		60,923,664	157,280	61,080,944

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,038,301	45,829	9,084,130
	1 総務管理費	8,385,173	45,829	8,431,002
4 衛生費		7,234,596	1,134	7,235,730
	2 環境費	4,132,630	1,134	4,133,764
5 農林水産業費		2,456,171	3,400	2,459,571
	1 農業費	1,462,937	3,400	1,466,337
6 商工費		2,529,413	41,536	2,570,949
	1 商工費	2,529,413	41,536	2,570,949
7 土木費		2,702,911	6,330	2,709,241
	1 土木管理費	212,943	6,330	219,273
9 教育費		4,070,466	59,051	4,129,517
	1 教育総務費	1,244,462	36,335	1,280,797
	6 学校給食費	1,028,956	22,716	1,051,672
補正されなかった款項に係る額		32,891,806		32,891,806
歳出合計		60,923,664	157,280	61,080,944

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本渡老人福祉センター指定管理料	令和9年度～令和11年度	21,171
牛深老人福祉センター指定管理料	令和9年度～令和11年度	19,995
在宅介護支援サテライト施設うしぶか指定管理料	令和9年度～令和11年度	23,469
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	令和9年度	1,134
リップルランド公園指定管理料	令和9年度～令和13年度	77,120
栖本温泉センター指定管理料	令和9年度～令和13年度	66,810
うしぶか海彩館・宿泊施設やすらぎ荘・牛深温泉センター指定管理料	令和9年度～令和13年度	88,285
総合交流施設愛夢里・河浦海上コテージ指定管理料	令和9年度～令和11年度	50,424
学校給食調理業務等委託料(本渡学校給食センター)	令和9年度	16,144
学校給食調理業務等委託料(牛深・御所浦・五和学校給食センター)	令和9年度	168,673

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	125,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	128,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第 4 9 号

令和 8 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,474,902 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,946,571	2,000	2,948,571
	2 国庫補助金	1,024,177	2,000	1,026,177
補正されなかった款項に係る額		8,526,331		8,526,331
歳入合計		11,472,902	2,000	11,474,902

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地域支援事業費		338,953	2,000	340,953
	2 包括的支援事業・任意事業費	39,436	2,000	41,436
補正されなかった款項に係る額		11,133,949		11,133,949
歳出合計		11,472,902	2,000	11,474,902

議第50号

令和8年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度天草市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和8年度天草市水道事業会計予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道料金等収納業務委託	令和9年度～令和13年度	663,289千円
	年度別内訳	
	令和9年度	132,657千円
	令和10年度	132,658千円
	令和11年度	132,658千円
	令和12年度	132,658千円
	令和13年度	132,658千円

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

議第51号

令和8年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度天草市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 下水道事業費用	1,906,239千円	13,595千円	1,919,834千円
第1項 営業費用	1,846,820千円	13,595千円	1,860,415千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額681,910千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,590千円、過年度分損益勘定留保資金367,647千円及び当年度分損益勘定留保資金257,673千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額567,710千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,590千円、過年度分損益勘定留保資金367,647千円及び当年度分損益勘定留保資金143,473千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 資本的収入	906,373千円	114,200千円	1,020,573千円
第1項 企業債	461,200千円	114,200千円	575,400千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第1表 企業債補正」による。

令和8年6月8日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 企業債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	461,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	575,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ